

平成24年

かすみがうら市議会第2回定例会会議録 第7号

平成24年6月22日（金曜日）午前10時00分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	藤崎宏明君
副市長	石川眞澄君	土木部長	山本恵美君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	吉藤稔君
市長公室長	川尻芳弘君	消防長	井坂沢守君
総務部長	小貫成一君	教育部長	小松崎延明君
市民部長	根本光男君	水道事務所長	貝塚成人君
保健福祉部長	鈴木弘君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	係長	杉田正和

議事日程第7号

日程第1	承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第2	承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第3	承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて
日程第4	承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて

- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第14 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第50号 市道路線の認定について
議案第51号 市道路線の認定について
- 日程第17 議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

追加日程第1 緊急質問

追加日程第2 緊急質問

- 日程第 1 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 2 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 3 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について
- 日程第 8 議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

- 日程第 1 1 議案第 4 5 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 4 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 3 議案第 4 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議案第 4 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 5 議案第 4 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 6 議案第 5 0 号 市道路線の認定について
議案第 5 1 号 市道路線の認定について
- 日程第 1 7 議案第 1 1 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第 3 議案第 5 2 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
議案第 5 3 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 閉会中の所管事務調査について

開 議 午前 1 0 時 0 0 分

○議長（小座野定信君）

ただいまの出席議員数は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山内庄兵衛議員から所用による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

傍聴人の方々に申し上げます。

会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願いいたします。

これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

6 番 小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

緊急質問を求めます。

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行うには、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。

6 番 小松崎 誠君。

○6 番（小松崎 誠君）

職員の交通事故と信用失墜行為の件について、直ちに緊急に質問したいと思いますので、緊急質問を求めます。

○議長（小座野定信君）

ただいま、6 番 小松崎 誠議員から緊急質問の同意の上、直ちに発言を許可されたいとのお

申し出がありました。

よって、6番 小松崎 誠議員の緊急質問の件を議題とし採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問については、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに議会の同意を得て質問することができるとなっております。この採決は起立によって行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、6番 小松崎 誠議員の緊急質問に同意の上、直ちに発言を許すことは可決されました。

追加日程第1 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第1 緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

おはようございます。

まず冒頭に、私の緊急質問に対してご賛同いただきまして、この場をおかりしまして御礼申し上げます。

それでは、職員の交通事故と信用失墜行為の件について質問いたします。

土浦市の知人の方からかすみがうら市の管理職職員と、土浦市の嘱託職員が交通事故を起こしたという話を聞き及びました。その交通事故が、今、土浦市役所で大きな話題となっているようです。

そこで伺います。先月の中旬ころ発生した交通事故の事故報告は提出されているのでしょうか。

また、人身事故であると同っておりますけれども、その内容について説明を求めます。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

答弁者は挙手にてお願いいたします。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

小松崎議員の事故の件でございますが、事故報告書は提出されております。

内容等については、対物で処理をしたが、その後人身に切りかわるような事故報告書でござい

ました。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

これはいつ出されたものかというのをまずお答え願いたいと思います。

それで、一般的な交通事故で、個人的なことにとどまる事故なら質問しなかったんですけども、軽易な交通事故であるにもかかわらず、この管理職職員は、それもそれなりに地位のある職員ですが、土浦市役所に乗り込んで、人身扱いにしろと騒いだということなんです。これは、土浦市役所の中で大きな問題になっていることなんだそうです。

つまり、公務員としての信用失墜行為の禁止の点からの質問でありますので、再度概要の説明、また提出されたのはいつなのか、お伺います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事故を起こした日付は5月17日の夜8時ころでございます。

報告書が出されたのが、今週の火曜日。

[「明確な日付をお願いします」と呼ぶ者あり]

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩、よろしいでしょうか。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩をします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時08分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事故報告書が提出をされたのが6月の19日でございます。

それと、土浦市役所内での行動ということで騒いでいるというような小松崎議員の質問ですが、そのような事実はございません。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

事実がないということですけども、私はこの話を聞いたときに、地方公務員法の第33条の信

用失墜行為の禁止ということがすぐ頭に浮かんだのですね。まずその信用失墜行為の禁止ということについて、説明を求めたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

暫時休憩します。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時12分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

信用失墜行為の禁止第33条でございますが、職員はその職の信用を傷つけ、または職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならないというふうに書いてございます。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

土浦市の出来事は、そういう事実はないということですが、これが仮にあったとすれば重大な問題になるわけですよ。今の第33条のさわりのことを、今、総務部長おっしゃいましたけれども、解説では、職員が職務の内外において非行を行い職全体の信用を傷つけたときは、それはその職員を一員としている公務全体の不名誉ともなる、と記載されております。書いてありますよね。はい。

それから、さらにその判断は任命権者の恣意的な判断を許すものではなく、客観的、社会的に納得される判断でなければならないとも説明されてます。

議会としても、本件については市の信用という点から、重大な問題としてとらえ、今後の措置の推移及び再発防止などの点から検証していくべきであると考えております。

これらを踏まえ、本件について徹底した調査を行い、議会へ報告するよう求めます。

これができるかどうか、答弁を願います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

答弁者は挙手にてお願いします。

速やかに願います。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

できるだけ個人情報等はございますが、できるだけ調査を実施し、報告をいたします。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○6番（小松崎 誠君）

最後になりますけれども、この職員が事故報告の怠慢があったということと、信用失墜行為の禁止に反していることは明らかであるということを描して、私の質問を終わります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君の緊急質問を終わります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

小松崎議員から緊急質問がありましたが、その件について私も緊急質問したいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小座野定信君）

緊急質問を行う場合には、緊急性が客観的に判断できるような件名を述べるよう求めます。14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

私のところに1通の手紙が参ったんです。

○議長（小座野定信君）

件名を述べてください。

○14番（栗山千勝君）

これは土浦市の職員と、かすみがうら市の職員の交通事故に関して。

○議長（小座野定信君）

ただいま14番 栗山千勝議員から、緊急質問に同意の上、直ちに発言を許可されたいとのお申し出がありました。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問の件を議題とし採決いたします。

念のため申し上げます。

緊急質問につきましては、かすみがうら市議会会議規則第63条の規定により、質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときに議会の同意を得て緊急質問することができるとされております。この採決は起立によって行います。

本件に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、14番 栗山千勝議員の緊急質問を許すことは可決されました。

追加日程第2 緊急質問

○議長（小座野定信君）

追加日程第2 緊急質問を行います。

なお、緊急質問における質問時間につきましては、先例により20分間といたします。

発言を許します。

14番 栗山千勝君。

[14番 栗山千勝君登壇]

○14番（栗山千勝君）

小松崎議員からるる質問ございましたが、実は昨日私のところに1通の手紙がまいりました。これは市の職員と土浦市の職員の交通事故に関して。

この手紙を見れば、平成24年6月15日5時から7時ごろまでにおいて、土浦市の損保ジャパン株式会社保険サポート筑波営業所、あと担当課職員と事故を起こされたA子さんと、計5名で協議をされたそうです。

この内容から見れば、事故の概要、事故の相手方であるかすみがうら市の職員が、保険会社の本件事故の担当者、だれだれB氏に、甲は人身事故にすると身分上の不利益が生じるため、それを回避したいだろうという思いから金銭を要求しているというもの。金銭の支払いがなければ物損事故から人身事故に切りかえるというもの。非常に問題のある行為なんです。

保険会社の担当者の関係者の話によれば、本件事故に関して直接かすみがうら市職員が乙に高圧的な態度や金銭の要求はないようだが、土浦市の職員の加入している保険会社に対して、市の職員に言っているわけではないが、前置きをして遠回しに金銭を要求している。具体的にどういうことかと尋ねると、金だよ、とはっきり金品を要求してきた。

ただし、前置きしているとおり、かすみがうら市の職員が直接土浦市の職員に金銭を要求しているわけではなく、脅迫、強要を立証することは難しいと思われる。

保険会社としては、示談の際に慰謝料として一、二万円の見舞金を支払うことはあるようだが、物損事故を人身事故に切りかえない代償として保険金は支払うようなことはしていないと。

また、かすみがうら市の職員が要求している額は10万円程度を超える金額のようである、と。

かすみがうら市の職員は人身事故となれば、甲が、土浦市の職員が市に提出している事故報告書、現在物損事故として報告、虚偽の報告となり、甲に対して何らかの処分があるだろう、という内容を伝えている。役所の制度について、保険会社では詳しくはわからないため、本件のような交通事故で処分があるかを確認したい、というようなことを申しているそうです。

なお、かすみがうら市の職員は、人身事故に切りかえるも引き合いに出してきており、今後も警察に人身事故の届出をした際に、事故後、時間が経過しているなどの理由により、不受理となった場合は、それを追及してくる可能性もある。非常に厳しいことを言っているんです。

過去の例では担当する警察官によると、時間が経過しているというようなことで、受理する場合もあれば受理しない場合もある、というようなことを言っている。

いずれにしても、かすみがうら市の職員の要求は金のように、人身事故の届出をして金銭を獲得できなかった場合には、何をされるかわからない恐れもあると。

保険会社としては、人身事故に切りかえた場合、現在提案している100、0も撤回し、弁護士を介入させたり、現場を検証するなどして過失割合を再考する、またその治療費と一切の金品の

金銭を提出することも辞さないと考えている。最終的には人身事故に切りかえにに応じないわけにはいかないが、金銭の支払いに応じる、人身事故に切りかえるか決めてほしいというようなことを言っているそうです。

保険会社によると、かすみがうら市の職員は本件事故で、保険対象の事故が5度目の事故ということですが。これまでの事故で協議が示談の際、トラブルを起こしているということも、また1年前の事故についても現在治療中と。これは1年前の事故というのは、多分かすみがうら市の角来付近かと思います。

土浦市の関係者の話では、地方公務員法第17条の第1項の規定による任用の非常勤職員の懲戒処分は、正規職員と同様であるが、本市の交通事故等にかかわる懲戒処分記事によれば、本件場合は、訓告や戒告はあったとしても免職に当たるものではないと考えられる。

仮に、減給、過失等により相手方に治療3カ月以上の負傷を負わせたときに該当したとしても、情状により減免されることもあると。処分を下す場合には、分限懲戒委員会に諮る必要があり、そこで判断されることになる。

今回の事故について、何らかの処分が下されることはないと思われるが、人身が不受理となった場合には、交通事故を起こして相手に負傷させた職員に対して何の処分もしない、と新聞社などに投稿などの行為も出た場合など、懸念される。

それにより、人身事故に切りかえた場合の運転免許証の行政処分、運転免許停止のほうが心配されると。

この場合には、事故発生が5月17日で、人身事故に切りかえるための両者、土浦署への出頭要請が6月25日ということで、非常に長い60日か90日の免許停止になるのではないかと、というようなことを言っております。これ1通の、これ私ちょっと手紙を読み上げましたが、そういう中で、市の職員は安全運転管理者をやっているわけですよ。事故報告がなぜ遅れたか。土浦市の職員は、速やかに物損事故で事故報告しているんですよ。人身に変わればすぐに出し直すと、いうようなことも言っているんですよ。安全運転管理者、私は一般質問で職員の教育についてお伺いしているわけですね。これ、なぜ遅れたか、まずお伺いしたいと思います。

安全運転管理者として、責務はどういうことなのかと、ことについてもお伺いします。

それから、一年半くらい前ですか、霞ヶ浦庁舎裏側のほうの、お墓のほうの出入り口で事故があったわけですが、そのときも運転、安全運転管理者になっているわけです。安全運転管理者として、そのときどういうことを指導しているのか、あわせてまずお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

事故を起こしてから事故報告の遅れについては、職務上速やかに事故報告は出すというふう

に定義されておりますので、職務怠慢というふうには考えられません。

また、霞ヶ浦庁舎の公用車を扱っているのが霞ヶ浦庁舎総務課でございます。

それで、公用車を何台以上扱う場合には、その交通安全管理者というのが必要でございまして、無事故、無違反という証明を自動車安全運転センターから交付されております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

暫時休憩をお願いいたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時35分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

1年前の事故と言いましたが、昨年の秋です。裏側のお墓のところでぶつかったのが。副市長が就任してから。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

栗山議員の安全運転管理者について、内容でございますが、道路交通法に基づき、一定以上の台数の自家用自動車を保有する事業所において、運行計画や運転日誌の作成、安全運転の指導を行うもの。年1回の講習参加が義務付けられていると定義されております。

また、1年前の事故につきましては、事故報告書があがっております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

今、総務部長の答弁の中で、事故報告を速やかに出さなかったことは職務怠慢だというような答弁をしているわけですね。これは明らかに地方公務員法違反なんです。

次に、安全運転管理者です。安全運転の指導、もちろん事故をやったなら速やかに警察に届けるといことも安全運転管理者の責務なんです。みずからが事故報告もしない、今小松崎議員からも質問がありましたけれども、この事故報告について私が指摘してから初めて総務部長が本人に確認して事故報告を出させているんですよ、情けないですよ。

地方公務員法違反と、安全運転管理者としてね、適任者かどうか、これ非常に問題ですよ。

市長の見解をお願いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

ただいまの件については、大変あってはならないような事案でありまして、私も昨日、おとといですか、このことを知ったわけではありますが、大変うかつだったと思っております。

その後の処置については、当然これ懲戒処分等の対象にもなるものでありまして、今後そういった措置をとるように事務方にも指示をしまいたいと、こういうふうに思っております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

市長それはわかるんだけど、地方公務員法違反について、どういう考えを持っていますか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

それについては、いずれにしても、懲戒委員会等が開かれてからのことですから、自損、どうも今の話だと去年の秋ですか、霞ヶ浦庁舎の……

[「今年、去年、昨年だ」と呼ぶ者あり]

○市長（宮嶋光昭君）

去年の秋、霞ヶ浦庁舎のお墓の前で事故があったということですが、それも含めて調査もしなくてはならないですし、いずれにしても今後そういった適切な措置をしまいたいと、こういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

霞ヶ浦庁舎の前の事故ですが、市の職員が悪いわけです。相手は無資格運転。だけどこれは、一回懲戒委員会懲戒がかかってますので、これは2度かけられないという一つの大きな問題があるわけです。

それと、かすみがうら市の職員のここ約1年間、何回事務やっているか。今治療中の事故が1年前だと。1年前に人身事故があったんでしょうから、今治療中と、再度診断書が出てるんじゃないのかなと思うんですが、診断書と物損事故から人身に切りかわった場合には事故報告も切りかえなくてはならない、ということなんですが、そういう事実関係はいかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

今、私の答弁の中で、去年の秋の霞ヶ浦庁舎のお墓の前の事故につきまして、本人、本人という当初話題になっていた職員の隠された事故かと勘違いをいたしまして、それが事故報告が出ていないということであれば、それも含めてという意味で申し上げました。

しかし、これを霞ヶ浦庁舎のお墓の前の事故につきましては、既に懲戒委員会にもかかっていると記憶しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

今回の事故報告書、物損等が出ておりますので、今後人身に切り変わった場合については、さらに事故報告書、経過報告書を提出していただくようになると考えております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

1年前の事故、今治療中ということについて、最初は物損事故だったのか、最初から人身事故で事故報告が出ているものなのか。途中で切りかわったとなれば、事故報告書を新たに出さなくてはならない。

そこらはきちんとどういう指導をしているのか。

また、この事故で土浦市の職員との関係者に聞くと、どうもコンビニ駐車場に土浦市の職員がバックで入れようとしたらば、かすみがうら市の職員がどうも前に出たような気がする、というんです。そうした場合には、非常に問題だし、事実関係きちんと調査して対応していただきたい。土浦市の関係もありますし、行政間との信用失墜行為、これ免れる問題じゃないんです。あわせて市長にお伺いします。

○議長（小座野定信君）

市長 宮嶋光昭君。

○市長（宮嶋光昭君）

いずれにしても、今回の事案については、今後調査を進めていくしかないと思います。また、かすみがうら市の職員のいわゆるこういった同じような規模の事業所等の事故率等も参考にしながら、もし著しい頻度が高い事故件数があるということであれば、そういったことも含めて今後十分適切な対応してまいりたい、とこういうふうに考えております。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

最後になりますが、保険会社に5回事故について、保険該当になっている案件ですので、事故を頻繁に行っているという事実は隠せないわけでありまして、果たしてその方が車運転が正常にできるか、できないかは非常に疑問視されるわけです。そういう中で安全運転管理者がふさわしいかどうか、非常にこれ問題があるというふうに思うわけでございまして、懲戒委員会で詳細に調査をしていただいて、また議会等で報告していただきたい。

以上で質問を終わります。

○議長（小座野定信君）

以上で14番 栗山千勝君の緊急質問を終わります。

日程第 1 承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第1、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについて、かすみがうら市条例の一部を改正する条例について、反対の討論をいたします。

2012年度、いわゆる平成24年度ですが、固定資産税の評価替えの年度であります。住宅用地の固定資産税、都市計画税の評価額については、そもそも1992年の通達で評価額を取引価格に近づけるとして、公示価格の2割から3割程度から、これを7割水準まで引き上げたため、評価額が一気に上がったことが問われなければなりません。

激変緩和措置のため、負担調整措置が設けられましたが、その結果、地価が下がり続けても、税負担がふえるという矛盾が生じており、問題となっております。

1993年、これを100として2010年と比較すると、地価の公示価格の下落は44%ですが、税負担は35%増加しております。住宅用地の固定資産税、都市計画税の据え置き特例が14年度に廃止されます。経過措置として、12年、13年度は評価額に対する負担水準が90%を超えるものについて、据え置かれます。これによって、地価下落の小さいところでは増税となります。2012年度の地方税改正案について、日本共産党は原発事故の被害に対する課税免除や減額措置の延長は当然だが、特定外貨埠頭の大型大規模コンテナ埠頭に係る固定資産税と都市計画税に対する軽減措置の延長を初め、担税力を持つ事業者への優遇策の継続が含まれており、直ちに廃止すべきだとして反対をいたしました。

さらに、住宅用地の固定資産税と都市計画税の負担軽減措置の据置特例を2年間の経過措置後に廃止することも住宅用地の増税につながるもので、行うべきではないと主張しました。

質疑でも明らかになりましたが、本市でも地価が下がる中、本来の課税標準額に比べ、現在の課税標準額が低い場合は、負担調整措置により本来の課税標準額に向けた是正の途中であるため、税負担がふえるということがわかりました。

また、住宅用地の固定資産税、都市計画税の据置特例が14年度に廃止に伴い、本市では、現在の住宅用地の筆数1万7000のうち、7500が影響を受けることになり、税額では約510万円の増額となり、1000平米あたりでは平均約1200円増加する見込みということもわかりました。

固定資産税は市町村の税収にとって大きな部分を占めており、地方自治体からは減収対策の要望が出されております。総務省は政府税制調査会に住宅用地特例割合の引き下げ案を提出しており、今後の増税の動向に懸念の声も上がっております。

住居や零細事業者などの生業、いわゆる生業のための土地が金融機関等が保有する土地と同じように、取引価格で評価される、課税されることで、住居権が脅かされる危険性が生まれます。日本共産党は、収益還元方式、いわゆる銀行やオフィスビルは高く、一般商店は低く、庶民の住宅用地はさらに低くなるように使用目的に応じて差を設ける方式にすべきだと主張してまいりま

した。

土地に対する課税のあり方は、今後も課題として残されております。今回の税制改正は、地価が下がっているのに税額は上がるという矛盾は解決されていないため、この専決処分には反対をいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、承認第2号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、承認第2号は承認することに決しました。

日程第 2 承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第2、承認第3号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。
討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

本案は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第3号は承認することに決しました。

日程第 3 承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第3、承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成の討論から行います。

8番、佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

承認第4号 専決処分事項の承認を求めることについて、平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）を、一応賛成の立場の討論であります。

今回の承認第4号の専決処分事項の承認を求めることについては、私は緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないとしているが、今回の事例はそれに該当するのかとただしました。

質疑の中で、市側は私にとって納得し得ない答弁に終止いたしました。私は議会開催する猶予はあったと思います。今回の補正予算の内容については、特に異議を挟むものではありませんが、専決で補正予算を組む場合は、問題点とその解決のための対策、工事まで至る工程を時系列に明らかにし、議会が納得できるように、今後の改善を求めたいと思います。

市長も今回はきちっとした対応をすると答えましたので、今回はこの承認第4号は承認することにいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第4号は承認することに決しました。

日程第 4 承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第4、承認第5号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第5号は承認することに決しました。

日程第 5 承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについて

○議長（小座野定信君）

日程第5、承認第6号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

本案は承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第6号は承認することに決しました。

日程第 6 議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第6、議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

本案に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場で

討論をしたいと思います。

私は一昨年9月議会に教育長給与の10%削減案に賛成をした経過があります。その理由は、市長が市長給与の半額については市のトップとしての強い決意をあらわしたものだが、副市長と教育長の2名については、そこまで強要できない、職務を全うしていただきたいと思っているとして、10%カットを判断したと答弁いたしました。

私は、他市の例でも3%から10%の給与削減があると述べ、新市長の政策的な考えである点及び特別職の給与条例の改正だという点に限って賛成するとした上で、10%カットされてでも、熱心に職責を果たしていただける人事の提案をお願いをいたしました。

そして、教育長は今ここにおられます菅澤庄治氏が選任されたわけであります。

今回私が反対する理由は、市長の提案理由に問題があるからであります。

市長は、人件費削減は私の選挙公約でもあり、職員給与の削減も予定しているからと述べました。したがって、今回の教育長の給与削減の提案は、市職員給与削減を押しつけるための手段として、その露払いとしか思えません。今回の質疑でも、市長の任期中における教育長の給与削減総額は、約2年間で171万円にもなります。私は職責を全うしていただきたいと思っているという、市長が言う中身については、同感であります。

多額な給与削減を教育長に求めるのではなく、十分に職責を果たしていただくことこそが、市の教育行政の発展につながると考え、今回は反対をするということにいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、発言を許します。

16番 廣瀬義彰君。

[16番 廣瀬義彰君登壇]

○16番（廣瀬義彰君）

議案第40号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定に対し、以下の理由に基づき反対の立場から討論いたします。

ただいま佐藤議員からも詳細に説明がありました。

また、この議案につきましては、過去何回も議員さんで審議をしております。ですから、内容が重複をしないように、簡単に箇条書きに申し上げます。

第1に、民主主義で最も大事な点は、審議経過、協議経過などのプロセスであります。しかし、今までそのような経過がなかったこと。

第2に、そのためには副市長や教育長の給料のあり方は、客観的な視点から、かすみがうら市報酬等審議会に諮問し、その答申に基づき提案すべきであること。

第3に、平成23年度の財政は健全であり、平成24年度も同様の予測であること。

第4に、市長は政治的な立場にありますが教育長は政治的な立場でないこと。

第5に、市長の選任した菅澤氏個人の給料改正ではなく、教育長という職務に対する給料の改正であること。

第6に、副市長も教育長も同様の扱いとすべきという点からも、かすみがうら市報酬等審議会の意見を拝聴すべきであること。

これらの点から、議案第40号に対し反対するものであります。

議員諸侯におかれましては、議案質疑を踏まえ、ご賛同をいただけるよう、心よりお願い申し上げます。

よろしく申し上げます。

[拍手する者あり]

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

以上で、通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第40号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第40号は否決されました。

日程第 7 議案第 4 1 号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第7、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

本案に対しまして、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

市長は提案理由で市議会の理解を得ることができないため、減額率を引き下げ改めて提案すると述べました。なぜそこまでして市職員給与削減に固執するのでしょうか。

人件費削減は、市長選での私の公約だと述べたり、前回は、国家公務員の給与を平均7.8%も

大幅に引き下げる法案が国会で可決されたことを受け、それに乗じて提案する。今回は、削減率を、減額率を半分にするとしております。

市長は、官民格差を殊さら強調いたしますが、公務員給与は生計費であり、無駄や浪費ではありません。今回の市職員の削減合計は、平成24年の7月から来年3月まで8001万円となっております。市職員の数は443人の給与、月額になりますが、この給与月額を支給額では平均約1万2000円弱減額されます。

来年3月までの措置であります、それ以降も状況によってはさらに削減するとしております。

質疑でも明らかにしましたが、当市の人件費総額は、下がり続けております。市職員給与を削減しない場合、平成18年度決算と比較すると、約3億9000万円減であります。平成22年度決算との比較では、約2億4000万円でもあります。削減率では平成18年度対比マイナス9.7%、平成22年度対比6.2%マイナスであります。

職員数も激減し、平成18年度決算対比で87人減、平成22年度決算対比では42人減。削減率では同じ平成18年度決算対比でマイナスの16.4%、平成22年度決算対比ではマイナス8.6%であります。職員の給与を引き下げなくても十分に人件費等は削減されているわけでありす。

私は、市長が官民格差を殊さら強調することによって、市民と職員を対立させるやり方には反対であります。今日本に求められているのは、民間会社で働く労働者の賃上げであり、派遣などの低賃金の底上げであります。人々の暮らしと日本を元気づける賃上げであります。それには、労働者派遣法を抜本的に改正し、雇用は正社員が当たり前の社会を作ることでありす。最低賃金を大幅に引き上げ、日本から働く貧困層をなくすことでもあります。公務員にならえと、民間の賃金も下げられたら、暮らしも日本の経済もしぼみます。

また、市長は市長選挙の公約だとしておりますが、平成22年7月11日施行された市長選挙、いわゆる選挙管理委員会が発行した選挙公報には、行財政改革の断行としか掲載されておらず、市職員の給与の削減は文書化されておられません。これでは一般の有権者にはわからないではないでしょうか。

今市がやらなければならない課題は、山ほどあります。放射能汚染から市民を守ることや、暮らしやすいまちづくり、そして災害に強いまちづくりであります。

その先頭に市長が立ち、住民全体を奉仕する公務員。これは憲法第15条の2項であります、この住民全体に奉仕する公務員としての役割を、市職員に徹底して実践させることだと思います。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次いで、発言を許します。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

議案第41号の反対討論を行います。

議会の議決は、各種の法令を遵守し、そしてその実態、さらには波及効果などを審査し、議員各自が一人一人判断していくものであります。

特に、遵守することは当然議員としてあるべき責務であります。

一方、法律の目的は、後日紛争が生じないよう手続が定められております。このため、議員一人一人は議決の重さをみずから再確認し、自覚と責任をもって個々に判断していくべきであります。

これらを踏まえ、議案第41号 かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定に対し、反対の立場から討論を行います。

労使協議といえる経過もなく、また労使合意もなく条例が提案されており、提案要件が整っているのかという疑問があるため、時期尚早であること。

さらには、憲法におけるすべての労働者に保障された権利を制約したまま、一方的に不利益を押しつける改正は、憲法とILO条約に違反するという可能性があること。

また、最高裁判所の判断で示されているとおり、労働条件の一方的な不利益変更が発生する可能性もあること。

そして、平成23年度の財政、24年度の財政も健全であると予測されていること。

最後に、職員給与に対する市長の意識、発言、訂正したとはいえども、バーゲンセール程度の認識であったこと。

以上のことから、議案第41号に対し反対いたします。

最後に、議員諸侯におかれましては、これらを踏まえ、ご賛同いただけますよう心よりお願い申し上げます、私の反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

皆さんおはようございます。

議案第41号に関しまして、かすみがうら市職員の給与の特例に関する条例の制定について、賛成の立場から申し上げたいと存じます。

給与削減案については、昨年6月の定例会から既にことし3月の定例会まで4度にわたり議会に上程されたわけでございます。残念なことに、すべて議会において否決されるという状況で本日まで来たことは関係者及び市民の広く知るところとなっております。私自身も国会における国家公務員の給与削減が可決されるまでは、人事院勧告を尊重し、地方自治の公務員の給与削減には慎重でなくてはならないとの立場をとってきたわけでありましたが、今や震災後の復旧、復興まで2カ年ほどの我慢をすることが被災された皆様に対する当然の対応であると、すべての国民感情に配慮する観点からも、公務員のとるべき姿であるという趣旨だと思っております。

被災者のために、粉骨砕身努力した国家公務員の皆様も、給与が減額にされているわけでありまして。また、最近生活保護の問題が財政的にも大きな負担となり、一生懸命働いている人たちとのアンバランスが際立ってきているとの指摘もあり、これを引き下げなくてもよいのかどうか、という議論も活発に行われています。

皆様もごらんになった方もおいでかと思いますが、一昨日のテレビ朝日の番組の中で、大阪市

のあいりん地区の問題が放映されておりました。2万6000人のうち、2.6人に一人が生活保護を受けているという地区であります。

2008年のリーマンショック以来、働きたいが仕事がない、もらいたくないよ、仕方がないんだ、と言っていました。国が大変なら3万円はきついが一、二万円の少しの引き下げは仕方がない。そのように言っておられたのが私にはすごく印象深く拝聴したわけです。

我がかすみがうら市においても、財政的にも厳しい中、宮嶋市政になってから国保税の軽減策及び今まで累積してきた起債の償還財源の確保などなど、財政の健全化に努力し、市民サービスの向上にも配慮するなど、まさに市民目線に立った現在及び将来のあるべきかすみがうら市の発展に心を砕いてきたことは、心ある市民であれば十分理解しているところです。

そして先日の新聞に報道されているのをごらんになった方々も多数おいでのことと存じますが、東洋経済新報社が全国788市を評価した2012年版住みよさランキングで、かすみがうら市は2年前の2012年に161位であったものが、今回のランキングでは全国で82位と、大きく躍進しております。

これは本県では水戸市の79位に次ぐもので、大変喜ばしいことであり、市民もかすみがうら市に自信を深めてよろしいと思います。このように、一步一步市民が誇りの持てる市政を進めてきているのが宮嶋市政だと私は思っております。

職員の皆様も、ここは日本に置かれている状況、その中でかすみがうら市が置かれている状況に、最も詳しい人たちの集団である、と自覚と誇りをもって本当につらいことではあるが、もっともつらい思いをしている国民、市民のいることを思い起こし、市長の政治に立ち向かう姿勢を皆様の姿として、市長と心をつなぐべきと思います。

そうすれば、議会も反対する理由も何もなく、市長、議会、市の職員が一体となって、市民に奉仕する形が生まれ、理想のかすみがうら市の自治が築かれていくものと思います。

恐らくその暁には、住みよさランキングでかすみがうら市はかなり上位のほうに位置付けられると確信しております。

かなり精神論的、情緒的だと思われるかもしれませんが、金額がどれだけ下がるとか、そういうことよりは、お互いに譲り合いの精神、おかげさまで譲り合いの精神をきちんと示すことが、今最も求められていることです。どんな小さな社会でも、互いに譲り合う互譲精神をもって問題の解決に当たらないと将来に禍根を残すことにもなりかねません。まして、未来のある子育て支援にかかわることについて、その財源の捻出にも一役を担う今回の給与引き下げについては、従来とは違って、かなり現実的に大勢の人がやむを得ないと思える範囲であろうというところまで譲歩された案であろうと思いますので、同僚議員諸兄にぜひとも賛同願いたく、原案に賛成であることを主張し、以上で私の意見の表明をしめくりたいと思います。

くれぐれも、互譲精神を発揮し、不毛の対立を回避されるよう、望んでやまないものであります。ありがとうございました。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第41号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第41号は否決されました。

日程第 8 議案第 4 2 号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第8、議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第42号 住民基本台帳法の一部を改正する法律及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について討論をいたします。

長い文面で、何を言っているのかわからないんじゃないかというふうに思いますが、極めて内容については外国人の在来外国人の方に関する極めて重要な法律であります。

住民基本台帳法の改正について、日本共産党は09年7月の国会で外国人住民に医療、教育などを受ける権利を保障するために住民基本台帳を制度化すること。これについて必要だとしつつも、同法案は、まず第1に、住民基本台帳制度に外国人の管理強化を持ち込むものであるということ。第2に外国人住民基本台帳に記載する対象を限定し、それ以外の在留資格を有しない外国人を、行政サービスなどから排除する可能性があるという指摘をいたしました。

今回質疑でもその点で述べられたと思いますが、いわゆる在留資格を有していない外国人であっても、基本的な権利は原則として保障されるべきだと日本共産党は考え、反対をいたしました。

また、地域における多文化共生を進めていくためには、外国人住民の住民基本台帳の整備だけではなく、地方自治体の取り組みの支援と同時に外国人労働者の労働環境、外国人児童生徒の教育、日本語教育など外国人受け入れの環境を国が責任をもって充実させることが不可欠だと強調

いたしました。

当市においては、外国国籍住民は1138人、そのうち在留資格がない外国人は12人とのことでした。このデータは入国管理局に申請して得たものだと言います。質疑の中で、外国人の生活実態を尋ねましたが、実態の把握は難しいとの市当局の答弁でございました。

在留資格を有しない外国籍住民であっても、生活実態があれば、基本台帳に載せることを可能にすることが必要だと考えます。この制度は7月9日から施行されるとしていますが、既にこの新しい在留管理制度について、入国管理局では知らせてあるようではありますが、当市においてもホームページや広報紙などで周知を図ることを求め、基本的な反対の立場の討論といたしたいと思えます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第42号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 4 3 号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第9、議案第43号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第43号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第10、議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第44号 平成24年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）であります。質疑の中で当初予算における繰越金額について明確な答弁がありませんでしたが、個々の項目については特段異論はございません。

環境保全推進事業では、太陽光発電システム設置補助金の増額は評価されるところであります。

しかし、今回の補正予算は、市職員の給与削減が前提となっているものでありまして、賛成することはできません。

以上であります。

議案45号から49号も同様な趣旨でございますので、お含みおきください。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第44号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第45号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第11、議案第45号 かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第45号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

これより、議案第45号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（小座野定信君）

日程第12、議案第46号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第46号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がありますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました

日程第13 議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（小座野定信君）

日程第13、議案第47号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第47号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第14、議案第48号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第48号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（小座野定信君）

日程第15、議案第49号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第49号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議がございますので、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第50号及び議案第51号

○議長（小座野定信君）

日程第16、議案第50号 市道路線の認定について及び議案第51号 市道路線の認定についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、産業建設委員会に付託をしております。

委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定により、ご報告いたします。

本委員会は、平成24年6月15日に付託されました、議案第50号、議案第51号について、同日委員会を開き、担当部課長等の説明を求め、また現地調査も実施し慎重に審査を行いました。

審査の結果ですが、議案第50号、議案第51号とも採決は異議なしで、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要につきましては、配布してあります委員会会議録のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

議案の中身じゃないんです。

6月15日の3時34分から当委員会、私も産業建設委員会の委員の一人でございます。

私には、この委員会の開催の連絡ございませんでした。

私不在でこれ決めたものであって、中身はどうだろうと、私も一議員でもあるし、一委員でもあるんです。私に全く連絡なくして開催して現地調査するというのは非常に問題でありますので、この点について委員長はどういう考えを持っているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

先ほどの栗山委員のご質問でございますけれども、この議案は6月15日の議会において委員会

付託を受けました。その時間が3時15分ころでしたか、それで散会ということになりまして、その後すぐに、当然これ委員会を開催しなければならないので、日程等も決めるという必要がありましたので、栗山委員さんは私が見た感じ、終わった途端に席を離れられておりました。

私は、よその議員さんにはきょうできれば委員会を実施したいというお話をしましたら、またあと担当部のほうにも連絡を前もってしておきまして、きょう終わってもし時間が早ければ開催しようというお話はしておりました。

事務局の坂本さんのほうに、栗山さんがちょっと降りたようだから、ちょっと追いかけて駐車場のほうにおるだろうから、声かけて呼んでくださいというようなお話をしました。

そしてその後、とにかく電話で連絡をとってくれというようなお話をしましたところ、栗山さんがいなくなっちゃったというふうなお話でした。連絡をとっても連絡がとれないと。とりあえず委員さん5人のうち4人おりましたので、とりあえず委員会室のほうに入りまして、そこで栗山さんのほうはどうなったというふうなことで連絡をとってたんですけど、電話も通じないということでございましたので、とりあえず開会しようやと。日程のこともあるんでということで開会したという経過でございます。

○議長（小座野定信君）

14番 栗山千勝君。

○14番（栗山千勝君）

この議事日程を見ると、私がどうのこうのって一つも書いてないんです。当日の昼休みもあれば暫時休憩も時間もあるんですから、担当部署には本会議が終わってから委員会をやるというような連絡もしているようだったし、全く私不在のままこういうことをやっているんですよ。

確かに電話入りました。加固議員と中根議員から。それはうちに帰る途中で気がつきましたので、加固議員と中根議員は電話しました。そのときは既に開会して現地調査は終わっているんですよ。私が不在で委員会をやるなんていうのは、余りにも市民をなめてますよ。その前もひょうの被害でもって、現地調査しよう。中根議員と加固議員と私で申し入れしたら……だから、やらなくてもいっぺという委員長の意見なんです。私らは進んで委員会じゃないけど単独で現地調査しましたけれども。

なんで私に一言も委員長から私のところ電話ないです。電話あったのは、私がうちへほとんど着くころに局長の電話から私に電話入りました。一言連絡しないで申し訳なかったと言もなかった。これ問題です。これ委員長の責任です。いかがでしょうか。

○議長（小座野定信君）

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

申しますけれども、栗山委員も議会では大先輩でありますから、これ委員会付託受けなければ、仕事できないと思うんですよ。これは。だから私は委員会付託受けてから、これは至急委員さんに、栗山委員さんは付託受けたら次の行動はどういうふうにとるかご存じだと思うんですよ。私が言うまでもないでしょう。大先輩ですから。そういうことで連絡とったけど留守番電話になっちゃってとれないんだというようなことでしたので、とにかく委員さんどうしますかということで話しましたら、できるだけきょうやろうや、というようなお話がございましたので、それで

委員会を開催したということでございます。

私、現地調査戻りまして、栗山さんのほうに連絡とれて、栗山さんが非常にご立腹だというお話ございました。じゃ、とにかく連絡とりましょうということで、局長の電話をかりて電話をしていただいて、そしたら栗山さんがすごいけんまくだったんですね。それでとにかくばかやろう、このやろうというような話も私電話口でされまして、これには私もびっくりしました。まさかこんな大先輩にそんなことを言われるとは全然思いませんでした。それ以来私は落ち込んで、本当に議員として情けない話でした。

そういうことで、その中で、栗山委員さん私ら待ってますから、ぜひ、それから出てください、というようなお話をしました。そしたらガチャンとまた電話を切っちゃって、もう私はちゃんと待ってますと。何時まででも待ってますからぜひ出てください、というようなお話をした、という経過でございます。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午前 11 時 44 分

再 開 午前 11 時 45 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

再開は午後 1 時 30 分といたします。

休 憩 午前 11 時 46 分

再 開 午後 1 時 29 分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を許します。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

先ほどの質疑の中で、不稔当の発言がありましたら訂正をいただきたいというふうに思います。

また、今後の産業建設委員会の活動でございますけれども、委員さんによく情報を正確に与えて、そして今回のようなことのないように、運営をしてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに質疑はございませんか。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、議案第50号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

これより、議案第50号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次いで、議案第51号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第51号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（小座野定信君）

日程第17、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

ただいまの議題につきましては、マル福制度の改正を検証するための特別委員会に付託してお

ります。

委員長の報告を求めます。

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君。

[マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長（古橋智樹君）

マル福制度の改正を検証するための特別委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月16日に付託されました、議案第11号の審査のため、4月17日、5月8日及び6月21日に委員会を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。審査の結果、議案第11号については、委員から修正案が提出され、起立採決の結果、賛成多数で修正議決すべきものと決定いたしました。

あわせて修正部分を除くそのほかの原案については、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、修正議決の内容についてご報告いたします。

まず、対象者を中学3年生まで拡大することについては、原案のとおりであります。

次に、修正点は2つであり、1つ目は、現制度からの後退を回避するため、外来自己負担の小学3年生までを維持すること。2つ目は、現行の所得制限を実施することです。

続いて、6月21日の審査の経過、概要についてご報告いたします。

委員から提出された修正案に対する意見として、全体の流れは、所得制限を設けずに窓口負担なしという方向が強まっているとの意見や、現状の小学校3年生までの外来自己負担助成の維持と中学校3年生までの拡大は大きいなどの意見がありました。

なお、4月17日、5月8日の審査の経過、概要につきましては、配布してあります委員会会議録のとおりであります。

また、6月21日の委員会会議録は、次期定例会において配布予定でありますので、よろしくお願いたします。

以上でマル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

委員長にお尋ねしたいのですが、この所得制限を設けた場合は何名くらいの方が該当して、またどのくらいの削減になるんですか。わかりましたらお尋ねしたいんですけども。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

委員長 古橋智樹君。

[マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長（古橋智樹君）

加固議員のご質問にお答えいたします。

まず、所得制限の該当の数字でございますけれども、担当部課のほうからいただいた試算のほうですね、ご用意させておりますのでお答え申し上げます。

全対象者は5475人対象のうち、実質直近の値で789件の申請を受けております。

その中で、現行の660万という今月から施行された児童手当の施行令の形で試算しますと、43人が制限を受けるということでございまして、789人中43人ですので、約1%ということでございます。

また2点目のどのくらいの削減が図られるかということでございまして、市長の当初の提案のほうが年間通じて8400万円ということに對しまして、今回の修正案は5700万円ということで、その差額が2700万円ということになります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

7番 加固豊治君。

○7番（加固豊治君）

その差額が2700万円といま委員長が話しておりましたが、その2700万円という差額はこれ大変大きな額でございますが、それは委員会のほうでもっと詰めてできなかったんですか、マル福制度の修正案は。

○議長（小座野定信君）

加固議員に申し上げます。

委員長個人の意見等は、違う形での質問をお願いします。

○7番（加固豊治君）

今2700万円のは取り消します。

それで、修正案ですよ、きのう最終的に結果をこういう形になってますが、それについて何か委員長としてはないんですか。

○議長（小座野定信君）

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君。

[マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長（古橋智樹君）

加固議員の再度のご質問にお答えします。

私といたしましては、委員会の委員長という立場ですので、私見はお答えできませんが、先ほど申し上げたとおりの審査の経過並びに結果につきましては配布の会議録のとおりと、昨日の会議の概要については先ほど申し上げたとおりということまでになりますが、ご了承よろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

以上で7番 加固豊治議員の質疑を終わります。

ほかに質疑はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で、委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第11号の討論を行います。
初めに、原案に賛成の討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、原案及び修正案に反対の討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、原案に賛成の討論を行います。
討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次に、修正案に賛成の討論を行います。
討論はありませんか。
8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第11号のかすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の修正案に対して賛成の立場になるかと思いますが、討論をいたします。

執行部提案の医療費、福祉無料化の件については、対象者をこれまで乳児から小学校3年生までだったのを中学3年生まで拡大するという条例で、基本的に賛成であります。

しかし、今回の改正は、今回の執行部のほうの議案は、所得制限を撤廃するんですが、外来自己負担金の支給をなくして、外来1回600円、これを復活させるもので、お金の心配なく安心して医療にかかる、医者にかかれるという子育て世代の思いとは逆行する面がありまして、問題点を残すということでもあります。

私は前回、この執行部提案については、外来自己負担の支給をなくすかわりに、所得制限を撤廃をすると。中学校の卒業まで延ばすと。全体的にはこの医療費の無料化の拡充につながるということで賛成をしたんですね。

特別委員会での審議の中で、今、古橋委員長がおっしゃったように、これまで自己負担については償還払いであったと。負担が、所得制限はあっても、償還払いされて窓口の負担はなかったという点、これを改善するという点と、それからまず何よりも今回の議員提案による修正については、中学卒までの医療費無料化を拡充するという点がまず一つ評価されるとともに、従来自己負担分も継続をしていくと。2つの積極的な面があると。

しかし、その所得制限を設けているという点が私はどうしても納得ができないという点であります。それで、今、加固議員がおっしゃいましたけれども、所得制限を設けたらどれだけの方が除外されるのか、そしてどれだけの費用がかかるのかというのは、実を言うと十分に審議されていないんです。きのう2時からこの委員会がありました。そのときに提案された所得制限するとい

うことについて審議が十分に尽くされていないというふうに私は思っております。

古橋委員長が答弁しましたけれども、私は実は後で気がつきまして、どのくらいの人が拡充、拡充じゃなくて、所得制限に引っかかるのかと、いうことを問いたしましたが、正確な答えはできないというふうに言われたんです。そういう意味では、今古橋委員長が言ったのは、どこから出たデータなのか、これははっきりすべきだし、全体の所得制限の中身が実態はどうかということは今後私課題にしたい、というふうに思います。

子どもの医療費の無料化については、厚生労働省が日本共産党に提出した資料で、これ2011年4月現在によれば、全国すべての市町村で実施されているんです。入院では、中学校卒業まで無料化が過半数51.6%、小学校卒までが20.8で、就学前までが19.7、と続いております。

通院を無料化しているのは、中学校卒業までが655自治体で37.5、就学前までの自治体が622で35.6というふうに、非常に中学校卒業までというのが上回っている。当然所得制限なしが圧倒的なんです。そういう意味では、私は今回委員会の当日きのう渡されたんですけれども、突然だったものですから、十分に検討するいとまがなかった、と言ったら語弊がありますが、このときは所得制限をかけるという点で反対をしたんです。しかし、総じて今回の修正案は前進の面が大きいと。それから、児童手当の制限についても大きく変化がされるということがありますので、今後とも、これは所得制限撤廃の必要性を強調し、所得制限のない、窓口負担もゼロ、いわゆる完全無料化に向けた取り組みを行いたいということを表明させていただいて、賛成という討論にさせていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はありませんか。

2番 岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

私は、議案第11号修正案について、賛成の立場から討論を行います。

ただいま報告のあった修正案については、特別委員会においてさまざまなご意見がある中で、折衷案とも言える修正案が提出されました。

内容的には、まず中学3年生までの対象者を拡大したこと。次に、外来自己負担については、市民に定着がなされていることを考慮し存続したこと。一方、今後の医療費の伸びも踏まえ、当面所得制限を実施することなど、市民の生活の実態にきめ細かに配慮したことが伺えます。

隗より始めよということわざにもあるように、まず手近なところから始め、制度の定着を図りながら徐々に見直しを図っていくべきとの考えから、本修正案については賛成するものであります。

議員諸公におかれましては、ご賛同をお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

私は、この修正案に対して反対の討論をさせていただきたいと存じます。

私も委員会のメンバーでありましたけれども、昨日突然修正案が出されまして、十分に私も審議を尽くされていないのではないかなというような感を抱きました。

自宅に帰りまして、まず一番先に思いましたことは、この所得制限を設けることで、かすみがうら市の何割の人が該当するのかなというのが一つ疑問に思ったところです。

この子育て支援に関しては、自民党から出されました児童手当、そして民主党から児童手当が変わりまして、こども手当になりまして、いろいろと改正をされて、困難を極めているところがありますけれども、中学3年生以下の医療費の無料化に関しては、市長の子育て支援策に対して、これは女性が子どもを産んで育てられる環境づくりと、私も質問で何度かお話をしているところではありますが、所得制限を設けますと、要は低所得者を対象にするのではなく、親の収入で子どもを差別するというのはいかなるものかなというふうに感じた次第です。

やはり、子どもをふやしていく、それがこの中学3年生以下の医療費の無料化の根本のところではないかと思っている次第です。

それで、所得割ということですが、給与所得者でも源泉徴収をしている方ばかりではなくて、所得申告をしている方もおられるわけです。そういうことからかんがみますと、この区別するということが時間外、そういう面でも時間外を要するような、そのような事務的な煩雑にもなるのではないかなと思っている次第です。

市長は既に財源を確保してあるというように何度かお聞きしてはいますが、執行部市長提案については、趣旨が違わないかと思っている次第です。

ですので、この修正案に関しては、もっと十分に審議を尽くしていく必要があるのではないかと思いますので、この修正案に対して反対の立場から申し述べた次第です。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

この採決は、起立採決で行います。

本案に対する委員長の報告は、修正であります。

委員会の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

日程の追加

○議長（小座野定信君）

ただいま市長から議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこの2件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第52号及び議案第53号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案書配布]

追加日程第3 議案第52号及び議案第53号

○議長（小座野定信君）

追加日程第3、議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について及び議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました、議案第52号及び議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命につきましてご説明申し上げます。

本案は、教育委員会委員としてご活躍いただきました川島房宣氏が、一身上の都合により本年3月31日をもって委員を辞任されたことから、後任として適任者である、かすみがうら市戸崎825番地、飯村恵子氏を委員として任命したく、同じく教育委員会委員として活躍いただいております、齋藤泰雄氏の任期が本年6月24日をもって満了となりますことから、後任として適任者である、かすみがうら市稲吉南1丁目16番18号、宮本雪代氏を委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意をお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

議案第52号及び議案第53号について、説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

暫時休憩とします。

休 憩 午後 1時59分

再 開 午後 2時03分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次いで、各議案の趣旨説明を求めます。

議案第52号及び議案第53号について説明を求めます。

総務部長 小貫成一君。

○総務部長（小貫成一君）

大変失礼をいたしました。

議案第52号の飯村恵子氏におきましては、かすみがうら市戸崎825番地、生年月日昭和28年12月6日、職業は農業でございます。現在、平成24年2月より、かすみがうら市農業振興地域整備促進協議委員会委員副会長をしております。

続きまして、議案第53号の宮本雪代氏でございますが、かすみがうら市稲吉南1-16-18、生年月日が昭和45年12月1日でございます。職業は主婦でございます。略歴でございますが、平成24年4月よりかすみがうら市子どもを守る母の会会長をしております。

以上でございます。

○議長（小座野定信君）

以上で提案説明及び趣旨説明が終了いたしました。

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号及び第53号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りいたします。

議案第52号及び議案第53号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略し採決することに決定いたしました。

次いで、議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。

議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第52号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

次いで、議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。

議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第53号 かすみがうら市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

日程第18 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第18、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成24年かすみがうら市議会第2回定例会を閉会といたします。

会期17日間にわたる慎重なご審議、大変ご苦労さまでございました。

閉 会 午後 2時07分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会議員 栗 山 千 勝

かすみがうら市議会議員 山 内 庄 兵 衛

かすみがうら市議会議員 廣 瀬 義 彰